

水垂運動公園（仮称）整備に係る地盤調査及びサウンディング調査業務 公募型プロポーザル実施要項

京都市文化市民局
市民スポーツ振興室

水垂運動公園（仮称）整備に係る地盤調査及びサウンディング調査業務の受託者として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）を選定するに当たり、当該業務の品質を確保し、効果的に実現するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による企画競争を行う。

1 業務の内容

(1) 件名

水垂運動公園（仮称）整備に係る地盤調査及びサウンディング調査業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容、履行期間等

別に定める「水垂運動公園（仮称）整備に係る地盤調査及びサウンディング業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

2 契約上限額

金23,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、全て又は一部を問わず、前金払は支払わない。

3 プロポーザルの参加資格

本件プロポーザルに参加することができる者は、次の(1)～(4)の全ての要件に該当するものとする。

(1) 建設コンサルタント登録規程に基づく登録において、「造園部門」又は「都市計画及び地方計画部門」に登録していること。

(2) 元請として、以下ア～ウの業務の履行実績をそれぞれ1件以上有すること。ただし、いずれも平成25年度以降に国又は地方公共団体が発注したものに限る。

ア 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号）第5条の規定に基づく実施方針」若しくは「都市公園法第5条の2の規定に基づく公募設置等指針」が公表されている「都市公園法上の公園の整備等又はスポーツ施設の整備等に関する事業（以下「PFI法等に基づく事業」という。）に係る民間活力の導入可能性調査業務」、又は「PFI法等に基づく事業における民間事業者の選定等に係るアドバイザリ

一業務」

イ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、廃棄物が地下にある土地であって、土地の掘削等が行われることにより生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして指定された区域の廃棄物層等の調査」（以下、「廃棄物層等調査」という。）及び「土壤汚染対策法に基づく土壤調査」（以下、「土壤調査」という。）。いずれも計画立案を含むものとするが、それぞれ一つの契約でなくとも可とする。

ウ 都市公園における民間事業者の参入意向や事業の実現可能性を高めるための意見等を把握するサウンディング型市場調査（意向調査）。ただし、調査結果を踏まえた整備内容を示すモデルプランの作成を含む。

(3) 次のア～ウの全ての要件を満たす者を管理技術者及び担当技術者として配置すること。

なお、管理技術者、担当技術者のほか、本業務に従事する担当者を必要に応じて配置すること。

ア 自社において、引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

イ 技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「建設部門」の選択科目において「都市及び地方計画」に係る技術士資格を取得していること。

ウ 本項(2)で示す業務に従事した実績を有すること。

ただし、実績の取扱いについては、以下のとおりとする。

・管理技術者、担当技術者各々が本項(2)ア～ウの各号の実績を全て満たす必要はなく、管理技術者と担当技術者の両名を合わせて、本項(2)ア～ウの各号の実績が各1件以上あれば可とする。

・本項(2)イの実績については、管理技術者又は担当技術者のうち1名が、廃棄物層等調査及び土壤調査の両方の実績を有している必要はなく、管理技術者と担当技術者の両名を合わせて、廃棄物層等調査及び土壤調査の実績があれば可とする。

(4) 次のア～キに該当しない者であること。なお、契約締結後であっても、次のア～キに該当することが判明した場合には、本市は契約を解除できるものとする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

イ 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等並びに同条第5号に規定する暴力団密接関係者

※ 応募資格確認のため、京都府警察本部に照会する場合がある。

ウ 法人又はその代表者が本市の市税等を滞納している者

エ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者

オ 法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3

条若しくは第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者

カ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録がない者

キ 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の措置を受けている者

4 応募手続等

(1) 提出書類

次のア～ケに掲げる書類を後記「10 問合せ先及び提出先」に提出すること。

ア 参加申請書（第1号様式）

イ 業務実績調書（第2号様式）

ウ 配置技術者調書（第3号様式）

エ 資格を証明する資格者証等の写し

「ウ 配置技術者調書（第3号様式）」に記載する者について、規定する資格を有する者がいる場合は提出すること。

オ 管理技術者及び担当技術者の3箇月以上の雇用を証明する書類

常勤の自社社員であり、参加申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係にあることが確認できる書類（会社名が表示されている健康保険証等）の写しを提出すること。

カ 業務従事者配置調書（第4号様式）

管理技術者及び担当技術者以外に本業務に従事する者がいる場合に記載すること。

キ 提案書（様式自由）

次の(ア)～(ウ)について、A4版の両面5枚(10ページ)以内で作成すること。

(ア) 実施方針

仕様書を踏まえ、本業務で求める成果を得るために実現可能な進め方や調査方法等を的確に示すこと。

(イ) 実施体制及び実施フロー等

本業務で求める成果を得るために実現可能な実施体制や実施フロー等を提案すること。

(ウ) 提案項目

埋立処分地（場）跡地である当該地の特性や他施設等の事例を踏まえ、サウディング調査方法や調査項目について具体的に提案すること。

ク 見積書（第5号様式）、経費内訳書（様式自由）

仕様書に基づき本業務の見積書を作成のうえ提出すること。

ケ 誓約書（京都市暴力団排除条例及び京都市暴力団排除条例施行規則に係る要綱

様式第1号)

(2) 提出部数

ア 「4(1)キ 提案書」 : 紙媒体5部

イ その他資料(4(1)ア~ケのうちキ以外): 紙媒体各1部

(3) 提出期限

令和8年6月15日(月)午後4時(必着)

(4) 提出方法

持参又は郵送することとする。これら以外の方法(FAX、Eメール等)による提出は受け付けない。郵送する場合は期間内の必着とし、必ず電話等により到達確認を行うこと。

(5) 留意事項

ア 提案書等の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容とすること。

イ 提案審査は提案書等により行うため、専門的な知識を持たない者でも理解できる表現で記載すること。

ウ 「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。

エ A4版の両面(縦横は問わない。)とすること。ただし、図面等について、A3版の用紙をA4版に折り込むことは可能とする。

(6) その他

ア この応募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格事項

参加申請書、企画提案書等が次の(ア)~(オ)に該当する場合は、失格となる時がある。また、受託候補者の選定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合も失格とする。

(ア) 提出書類、提出期限、提出方法及び提出先に適合しないもの

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

(オ) 本市が示した契約上限額を上回る見積価格であるもの

ウ 制約事項

(ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全てを提案者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には提案者に無断で使用しない。

(ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(エ) 提出された書類について、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。

(オ) 提出された書類は、全て返却しない。

5 参考図書の閲覧

プロポーザルへの参加希望者は、以下の参考図書を閲覧することができる。

- ・水垂地区の整備基本計画策定業務報告書（平成 19 年度）
- ・（仮称）水垂運動公園測量業務報告書（平成 20 年度）
- ・（仮称）水垂運動公園基本設計業務（平成 21 年度）
- ・（仮称）水垂運動公園整備基本計画見直し等検討業務報告書（平成 27 年度）
- ・水垂運動公園（仮称）整備における官民連携による基盤整備等検討業務報告書（令和 2 年度）
- ・水垂運動公園（仮称）整備における官民連携手法等導入可能性検討業務委託（その 2）（令和 2 年度）
- ・水垂運動公園（仮称）整備における交通処理基礎検討業務報告書（令和 2 年度）
- ・水垂運動公園（仮称）整備における雨水排水対策基礎検討業務報告書（令和 3 年度）
- ・水垂運動公園（仮称）整備に係る擁壁等基礎調査業務（令和 4 年度）
- ・水垂運動公園（仮称）整備に係る現況調査業務報告書（令和 5 年度）
- ・水垂運動公園（仮称）整備に係る覆土厚調査業務報告書（令和 6 年度）
- ・水垂運動公園（仮称）整備に係るサウンディング調査業務（令和 7 年度）

(1) 閲覧期間

令和 8 年 6 月 5 日（金）（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）までの各日午前 9 時～午後 4 時（正午～午後 1 時を除く。）

(2) 閲覧申請

閲覧を希望する者は、後記「10 問合せ先及び提出先」に記載されている担当者と事前に日時を調整したうえで来庁すること。

(3) 閲覧場所

「10 問合せ先及び提出先」のとおり

6 本件に対する質問期限及び回答

募集内容について質問等がある場合は、以下(1)～(3)により受け付ける。ただし、他の応募事業者に関する質問には応じない。

(1) 質問期限

令和 8 年 6 月 8 日（月）午後 4 時（必着）

※期限後の質問は、一切受け付けない。

(2) 質問方法

後記「10 問合せ先及び提出先」に E メールで問い合わせること（様式は任意）。
面談又は電話での質問は一切受け付けない。

(3) 回答日及び回答方法

質問者に関する情報は伏せたうえで、令和 8 年 6 月 10 日（水）午後 4 時までに

本市ホームページに質問及び回答を掲載する。

7 受託候補者の選定に関する審査

応募者から提案された価格、その他提案事項のほか、応募者のこれまでの実績等について、**別紙1**「水垂運動公園（仮称）整備に係る地盤調査及びサウンディング調査業務 受託候補者評価要領」に基づき総合的に審査し、本市が決定する。

8 受託者の決定

(1) 審査結果の通知

審査結果は、書面をもって令和8年6月下旬に通知する。また、結果については、本市ホームページで公開する。

(2) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等の契約内容について合意した場合は契約を締結する。なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

9 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、**別紙2**「委託契約書（案）」及び以下を基本とする。

(1) 契約金額及び内容

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

契約内容は、仕様書及び提案書の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(2) 選定後の準備

選定された受託候補者は、業務開始時までに実施方法の詳細について本市と協議し、必要な準備を完了するものとする。

10 問合せ先及び提出先

(1) 住所

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

(2) 担当部署及び担当者

京都市文化市民局市民スポーツ振興室（担当 野中、西田）

(3) 連絡先

ア 電話

075-222-3135

イ Eメール

sports@city.kyoto.lg.jp

水垂運動公園（仮称）整備に係る地盤調査及びサウンディング調査業務に係る受託候補者評価要領

1 目的

本要領は、企画提案に係る提出書類等の評価基準及び評価点を定めるものである。

2 評価項目・基準

(1) 本社、本店、支社、支店、営業所等の所在地

本社、本店、支社、支店、営業所等の所在地について、以下のとおり評価する。

計算方法（配点：6点）			
採点基準	A：京都市内	B：京都市を除く関西圏（京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県又は和歌山県）	C：左記以外
点数	6点	3点	0点

(2) 業務実績等（第2号様式）

以下のア～ウの業務について、管理技術者及び担当技術者が平成25年度以降に受注し履行した件数をそれぞれ評価する。

ア 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号）第5条の規定に基づく実施方針」若しくは「都市公園法第5条の2の規定に基づく公募設置等指針」が公表されている「都市公園法上の公園の整備等又はスポーツ施設の整備等に関する事業（以下「PFI法に基づく事業」という。）に係る民間活力の導入可能性調査業務」、又は「PFI法に基づく事業における民間事業者の選定等に係るアドバイザー業務」

イ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、廃棄物が地下にある土地であって、土地の掘削等が行われることにより生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして指定された区域の廃棄物層等の調査」（以下、「廃棄物層等調査」）及び「土壌汚染対策法に基づく土壌調査」（以下、「土壌調査」）に係る業務（いずれも計画立案を含む。）

ウ 都市公園における民間事業者の参入意向や事業の実現可能性を高めるための意見等を把握するサウンディング型市場調査（意向調査）。ただし、調査結果を踏まえた整備内容を示すモデルプランの作成を含む。

計算方法（配点：2点×4項目＝8点）×2 【管理技術者、担当技術者 共通】				
採点基準／点数	A：3点	B：2点	C：1点	D：0点
アに記載する業務実績の件数	3件以上	2件以上	1件	0件
イに記載する業務実績の件数	3件以上	2件以上	1件	0件
ウに記載する業務実績の件数	3件以上	2件以上	1件	0件
埋立処分地（場）跡地におけるア又はウに記載する業務実績の件数	2件以上	1件	—	—

※ 管理技術者、担当技術者共に0点となる項目がある場合は失格とする。

※ イに記載する業務実績の件数について、廃棄物層等調査又は土壌調査のいずれかのみの実績の場合は1件、両方の実績がある場合は2件と取り扱う。なお、1件の契約であっても、廃棄物層等調査及び土壌調査の両方の内容を含む業務の場合は、2件として取り扱う。

※ 管理技術者、担当技術者両名の業務実績を合わせてもなお、廃棄物層等調査及び土壌調査の両方の業務実績が確認できない場合は、失格とする。

(3) 提案書

ア 実施方針

仕様書を的確に踏まえ、本業務で求める成果を得るために実現可能な進め方や調査方法等が提案されているか。

イ 実施体制、実施フロー等

本業務で求める成果を得るために実現可能な実施体制や実施フロー等が適切に提案されているか。

ウ 提案項目

埋立処分地（場）跡地である当該地の特性や他施設等の事例を踏まえ、サウンディング調査方法や調査項目について具体的に提案すること。

(ア) 提案内容の的確性

地形、周辺環境、地域特性等との整合性が高く、論理的な説明がなされているか。

(イ) 提案内容の実現性

応募事業者の同種又は類似業務に関する知見や適切な根拠資料等を反映した具体的な提案内容となっているか。

計算方法（配点：10点） ※ア、イ、ウ(ア)、ウ(イ)の各項目において共通						
採点基準	A：非常に優れている	B：優れている	C：おおむね妥当である	D：不十分な点がある	E：評価すべき点がほとんどない	F：評価すべき点が全くない
点数	10点	8点	6点	4点	2点	0点

(4) 見積金額（該当書類：第5号様式）

本業務に係る見積金額について、以下の5段階で評価する。

※ 予定価格を超えるものは**失格**

計算方法（配点：10点）					
採点基準	A	B	C	D	E
点数	10点	8点	6点	4点	2点

- A=最低価格以上、(最低価格+(委託金額の上限額-最低価格)×1/5)未滿
- B=(最低価格+(委託金額の上限額-最低価格)×1/5)以上、(最低価格+(委託金額の上限額-最低価格)×2/5)未滿
- C=(最低価格+(委託金額の上限額-最低価格)×2/5)以上、(最低価格+(委託金額の上限額-最低価格)×3/5)未滿
- D=(最低価格+(委託金額の上限額-最低価格)×3/5)以上、(最低価格+(委託金額の上限額-最低価格)×4/5)未滿
- E=(最低価格+(委託金額の上限額-最低価格)×4/5)以上、予定価格以下

3 評価点

- (1) 委員は、2の各項目について評価を行い、評価点を算出する。
- (2) 各委員の評価点の平均（小数点第二位を四捨五入したもの）を最終評価点とする。
- (3) 最終評価点が総合計点（80点）の6割以上を獲得した者の中から、最も評価が高い者を受託候補者として選定する（プロポーザルは1者のみの応募でも成立するが、その場合でも最終評価点が総合計点（80）の6割以上となることを条件とする。）。

参考 評価項目・基準表

評価項目		評価事項	配点	採点
		本社、本店、支社、支店、営業所等の所在地	6点	
業務実績等	管理技術者の業務実績等		12点	
	担当技術者の業務実績等		12点	
小計			<u>30点</u>	
提案書	実施方針	仕様書を踏まえ、本業務で求める成果を得るために実現可能な進め方や調査方法等が提案されているか	10点	
	実施体制、実施フロー等	本業務で求める成果を得るために実現可能な実施体制や実施フロー等が適切に提案されているか	10点	
	提案項目	【テーマ】 埋立処分地（場）跡地である当該地の特性や他施設等の事例を踏まえたサウンディング調査方法や調査項目について		
		・提案内容の的確性 地形、周辺環境、地域特性等との整合性が高く、論理的な説明がなされているか	10点	
		・提案内容の実現性 応募事業者の同種又は類似業務に関する知見や適切な根拠資料等を反映した具体的な提案内容となっているか	10点	
小計			<u>40点</u>	
見積金額	—		<u>10点</u>	
合計			<u>80点</u>	

契約番号

委託契約書

- 1 委託業務等名 水垂運動公園（仮称）整備に係る
地盤調査及びサウンディング調査
- 2 委託料 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税額_____ 円
- 3 履行期間 契約締結日から令和9年3月26日まで
- 4 契約保証金 なし

発注者及び受注者は、上記事項及び約款のとおり契約を締結する。この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、発注者及び受注者が地方自治法施行規則第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

契約締結年月日 年 月 日

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

発注者 京 都 市

代表者 京都市長 松 井 孝 治 印 ※

住 所

受注者 商号又は名称

代表者名 印 ※

※ 電磁的記録により締結する場合は、電子署名をもって「印」に替える。

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、表記記載の業務の委託契約に関して、この契約書に定めるもののほか、別添の仕様書、図面その他の関係図書（別に発注者が指示する文書を含む。以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、誠実に義務を履行しなければならない。

- 2 受注者は、この契約を履行するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 この契約の履行に関し発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関し発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法に定めるところによるものとする。
- 6 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法及び商法の定めるところによるものとする。
- 7 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の履行)

第2条 受注者は、表記の契約金額をもって、表記の履行期間について、表記の委託業務等を誠実に遂行しなければならない。

(委託業務の中止等)

第3条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務等の中止、委託業務等の内容の変更又は履行期間の伸縮を行うことができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に対して契約の解除を求めることができる。

(検査の実施)

第4条 発注者は、この契約による委託業務等の遂行に関し、検査を行うことができる。

- 2 受注者は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 3 受注者は、第1項に規定する検査に合格しないときは、当該委託業務等を中止し、又は業務の改善を行わなければならない。この場合において、これに要した費用は、受注者の負担とする。
- 4 前3項の規定は、前項の規定により委託業務等を改善する場合について準用する。

(契約金額の減額)

第5条 発注者は、前条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による検査を行った結果、契約の内容に適合しない程度が軽微であり、かつ業務等の継続に支障がないと認めるときは、契約金額から相当額を減額のうえ、これを不合格としないことがある。

(遅延損害金)

第6条 受注者は、自己の責めに基づく理由により委託業務等を中止し、又は中断するときは、遅延損害金として、業務を行わなかった日又は遅延日数のいずれか多い日1日につき契約金額の1,000分の1に相当する金額を発注者に納付しなければならない。ただし、既に一部の委託業務等を履行しているときは、その部分に相当する金額を控除して算出した金額とする。

- 2 前項の日数の計算に当たっては、第4条第1項の規定による検査に要した日数は、算入しない。
- 3 第5条の規定により減額された場合における遅延損害金の計算は、同条の規定により減額された後の金額によるものとする。

(損害の負担)

第7条 この契約に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により生じた損害については、この限りでない。

(契約の解除)

第8条 受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、契約を解除することができる。

- (1) 委託業務等の誠実な遂行ができる見込がないとき。
 - (2) 正当な理由がないのに委託業務等を中止し、又は誠実な遂行をしないとき。
 - (3) 契約の締結に当たり、不正の行為があったとき。
 - (4) 委託業務等の遂行に当たり、正当な理由がなく発注者の指示に従わなかったとき。
 - (5) 履行期間が終了するまでに、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者になったとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、契約条件に著しく違反したとき。
- 2 受注者は、前項の規定により契約の解除があったときは、発注者にその損失の補償を求めることができない。
 - 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、既に一部の委託業務の遂行があったときは、その部分に相当する額を支払うことができる。

(契約が解除された場合等の違約金)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者は、総価契約にあつては契約金額の10分の1に相当する額を、単価契約にあつては契約単価に予定数量を乗じて得た金額の10分の1に相当する額の範囲内で違約金として受注者に請求することができる。

- (1) 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第10条 発注者は、第8条第1項各号に掲げる場合のほか、委託業務等の履行期間が終了するまでに、必要があると認めるときは、契約を解除することができる。

- 2 第8条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。
- 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(義務の履行の委託の禁止等)

第11条 受注者は、発注者の文書による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。

(契約金額の支払)

第12条 発注者は、委託業務等の終了の後、受注者からの適法な支払請求書を受領したときは、30日以内に受注者に当該請求金額を支払わなければならない。

- 2 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により前項の規定による支払が遅れたときは、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定による割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(物件の調達等に関する禁止事項)

第13条 受注者は、この契約に係る競争入札に参加した他の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（受注者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはならない。ただし、受注者が、非落札者以外の者を經由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部の提供を受ける必要があるため、あらかじめ文書による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(紛争の解決)

第14条 この契約に関し、発注者と受注者との間で紛争が生じたときは、発注者及び受注者は、協議のうえ第三者を調停人に選任し、当該調停人のあっせん又は調停により解決を図るものとする。

2 前項の規定による解決のために要する費用は、発注者及び受注者がそれぞれ負担する。

(個人情報の取扱い)

第15条 受注者は、この契約の履行に関し、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(電磁的記録による契約締結に係る契約成立日の特約)

第16条 本契約を契約の内容を記録した電磁的記録（以下「電磁的記録」という。）により締結する場合で、発注者及び受注者が電子署名を行った日と、本電磁的記録に記載の契約締結年月日が異なる場合は、本電磁的記録に記載する契約締結年月日に契約を締結したものとみなす。

(電磁的記録による契約締結に係る読み替え)

第17条 本契約を電磁的記録により締結する場合は、次の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える。

第1条、第18条	契約書	契約書又は契約の内容を記録した電磁的記録
第1条	文書	文書又は電磁的記録

(補則)

第18条 この契約書に定めがない事項については、京都市契約事務規則及び関係法令によるほか、発注者と受注者とが協議して定める。

特記事項

(受注者の談合等の不正行為に係る発注者の解除権)

第1条 発注者は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のいずれかに該当することとなったとき。

ア 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。

イ 独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき。

(2) 刑法第96条の6の罪について受注者（受注者が法人である場合にあっては、その代表者又は代理人、使用人その他の従業者。次号において同じ。）に対する有罪の判決が確定したとき。

(3) 刑法第198条の罪について受注者に対する有罪の判決が確定したとき。

2 発注者の解除に伴う履行部分の検査及び引渡し、前払金の返還その他の発注者が契約を解除する場合（受注者の履行が完了するまでに発注者の都合により解除する場合を除く。）の措置に係る本則の規定は、前項の契約の解除について準用する。

(受注者の談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第2条 受注者がこの契約に関して前条第1項第1号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、受注者は、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、命令又は処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(受注者が暴力団員等であった場合の発注者の解除権)

第3条 発注者は、この契約の履行期間中において、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者）が次の各号のいずれかに該当していたときは、契約を解除することができる。

(1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であるとき。

(2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号に該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(3) 受注者が、第1号に該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者が前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

4 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

(不当介入の場合の報告書の提出等)

第4条 受注者は、暴力団等による暴力、脅迫及びこれらに類する手段の行使を受けたとき、又は暴力的手段の行使による要求を受けたときその他の不当な介入（以下「不当介入」という。）があったときは、これを拒否するとともに、速やかに市長及び京都府警察本部長に対して報告書を提出しなければならない。

2 受注者は、暴力団等による不当介入により被害を受けたときは、直ちに市長に対し報告するとともに、速やかに所轄の警察署に対して被害届を提出しなければならない。

3 発注者及び受注者は、暴力団等による不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれのあるときは、双方協議のうえ、履行期限を延期し、又は履行の内容を変更することができる。

(消費税等の率の変動に伴う契約金額の変更)

第5条 消費税法の改正等によって消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合は、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。